

まちづくり研究セミナー負担金交付要綱

(総則)

第1条 建築、都市計画その他の専門家や学生等を対象に、より専門的な職能を高めオピニオンリーダーの育成を図るため、セミナー（以下、「まちづくり研究セミナー」という。）を開催し、まちづくり研究セミナーを実施する団体（以下「まちづくり研究セミナー事務局」という。）に対する負担金の交付については、北九州市補助金等交付規則（昭和41年3月31日規則第27号）（以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象等)

第2条 負担金交付の対象は、次の各号に掲げる要件を全て満足したものとする。

(1) まちづくり研究セミナー事務局のうち、市内に事務所を有するものとする。ただし、同一事業について本市の他の制度により補助金等を受けている場合は、この限りでない。

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でない団体。

(負担額)

第3条 負担金の額は、予算の範囲内において、まちづくり研究セミナー開催経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数があるときは切り捨てる。）とする。ただし、その額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。

(申請書の添付書類)

第4条 規則第5条第2項に規定する他、次に掲げるものを添付する。

(1) 企画書

(2) その他所管課職員が必要とする書類

(実績報告書の提出)

第5条 規則第15条に規定するその他市長が必要と認める事項とは、次に掲げるものとする。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(決定の取消し)

第6条 指導部長は、第2条に規定する団体が、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したときは、負担金交付の決定の全部又は、一部を取消することができる。

(電子情報処理組織による申請等)

第7条 規則第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して申請を行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した規則第5条第1項及び第2項に規定する書面等により行われたものとみなす。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、押印または署名等を行うこととしているものについては、氏名又は名称を明らかにする措置であって各号のいずれかに該当するものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(1) 電子証明書による電子署名が付されたもの(マイナンバーカードや商業登記電子証明書など)

(2) 申請者から届け出があった電子メールアドレスから送信されたもの

(3) G Biz ID による認証を経たもの

(その他)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、指導部長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行前において既に交付された負担金については、この要綱により交付されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成26年8月15日から施行する。ただし、この要綱の施行前において既に交付された負担金については、この要綱により交付されたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。